

# 「ピアザ淡海あり方検討会議」会議公開方針

## 第1 趣旨

この方針は、ピアザ淡海の今後の維持管理、利活用等について検討協議するための「ピアザ淡海あり方検討会議」（以下「検討会議」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 検討会議の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、検討会議委員長が会議を非公開とすることができる。
  - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合。
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

## 第3 会議の開催の通知

公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む）は、事務局においてあらかじめ次の事項を掲載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の検討会議の構成団体である滋賀県のホームページの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

## 第4 公開の方法等

検討会議の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

### 1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合であっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

- (5) 傍聴者は、会議の都度定員に達するまで先着順により決定する。

- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

### 2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報公開に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

## 第5 その他

本方針に定めがない事項は、委員長が必要の都度定めるものとする。